

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

公立学校共済組合千葉支部長 様

令和 年 月 日

解 除 申 請 者	フリガナ			生年 月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日		
	氏名						
	住所	(郵便番号 -)					
		都道 府県			市区 町村		
	電話番号						
	組合員等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に 記載してください。	組合員等記号 公立千		番号		枝番	
マイナンバー カードの 健康保険証 利用登録の 解除につい て	☐ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請した方には、支部から資格確認書を交付します（有効期限を経過する前の組合員証等や資格確認書を既に保有している場合を除く。）。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。 署名：_____						

(解除を希望する理由)
※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。 ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。 ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考1) 当支部からの利用登録の解除手続きの完了のお知らせはありません。

(マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から確認ができます。)

(備考2) 代理人が申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間（1～2か月程度）に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の交付申請を行うようにしてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

公立学校共済組合千葉支部長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

解 除 申 請 者	フリガナ	コウリツ タロウ		
	氏名	公立 太郎		
	住所	(郵便番号260-8619)		
		千葉県	千葉県	中央区
		市場町1-1		
	電話番号	090-△△△△-〇〇〇〇		
	組合員等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に 記載してください。	組合員等記号 公立千	番号 12345678	枝番 00
マイナンバーカードの 健康保険証 利用登録の 解除につい て	☒ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※利用登録を解除するマイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなく、医療機関等を受診する際にマイナンバーカードの提示が必要となります。また、マイナンバーカードの期限を超過後、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認識証付きカードリーダーから行うことができます。 チェックマーク及び署名を忘れず記入してください。 署名：公立 太郎			

(解除を希望する理由)

マイナンバーカードの紛失が心配なため

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認識証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考1) 当支部からの利用登録の解除手続きの完了のお知らせはありません。
(マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から確認ができます。)

(備考2) 代理人が申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間（1～2か月程度）に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の交付申請を行うようにしてください。